

※5 別表5 産業廃棄物処理施設コード表

		施設名称		コード
法 十 五 条 施 設	1	汚泥の脱水施設（10m ³ /日超）		01
	2	汚泥の乾燥施設（10m ³ /日超：天日乾燥施設は100m ³ /日超のものが対象）		02
	3	汚泥（PCB処理物は除く）の焼却施設（5m ³ /日超又は、200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上）		03
	4	廃油の油水分離施設（10m ³ /日超）		04
	5	廃油の焼却施設（1m ³ /日超、若しくは200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上）		05
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ /日超）		06
	7	廃プラスチック類の破碎施設（5t/日超）		07
	8	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物は除く）の焼却施設（100kg/日超又は火格子面積2m ² 以上）		08
	8-2	木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日超）		09
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設		10
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		11
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		12
	12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		13
	12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		14
	13	廃PCB等又はPCB処理物の洗浄施設		15
	13-2	産業廃棄物の焼却施設（200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上：前記3、5、8、12に係るものを除く）		16
14	最終処分場	イ	遮断型（有害産業廃棄物の埋立処分場）	17
		ロ	管理型	18
		ハ	安定型	19
法 十 五 条 施 設 以 外		破碎施設		51
		焼却施設		52
		中和施設		53
		分解施設		54
		脱水施設		55
		乾燥施設		56
		コンクリート固形化施設		57
		切断施設		58
		圧縮施設		59
		蒸留施設		60
		溶融減容施設		61
		発酵施設		62
	法十五条処理施設のいずれにも該当しない施設		99	